

イランの核開発問題

～ 米国の中東政策との関わりを中心に ～

外交防衛委員会調査室 なかむら なおき
中村 直貴

1. はじめに

イランの核開発問題は、2002年8月、イランが秘密裡にウラン濃縮施設を建設していた事実が暴露されたことに端を発する。イランは、国際原子力機関（IAEA）及び核拡散防止条約（NPT）体制下であり、核兵器製造に転用し得るウラン濃縮¹等の核関連活動の運用には高い透明性が求められるが、同国による秘密裡の核関連施設の建設は核兵器の開発を意図するとの疑惑を招いた。その後の調査により、イランによる過去18年間に及ぶウラン濃縮実験の事実等が報告され、IAEAに対する義務違反が明らかになるとともに核兵器開発疑惑が一層強まった。イランはこれに対し、NPT4条によって加盟国に認められた「原子力の平和利用の権利」を主張するとともに核開発活動を継続させており、米国を始めとする関係各国による同活動の阻止に向けた対応が現在焦点となっている。

核兵器製造に転用し得る技術をイランが保有することは、中東情勢のさらなる不安定化を招きかねない。加えてこの問題は、中東諸国への核拡散の懸念と相まってNPT体制に動揺を与え、IAEA体制下における核管理の在り方にも影響を及ぼしつつある。

また、核開発問題をめぐって米国・イラン間の対立は深まる一方だが、その要因にはイランの核開発のみならず米国の中東政策とも密接な関連がある。本稿ではこのような観点から、1950年代から最近に至るまでの米国の中東政策におけるイランへの対応及び核開発問題の表面化後から現在に至るまでの動きを概観することを通じ、同問題の背景と現状に対する認識を深めたい。

2. 米国の中東政策とイラン

（1）第二次大戦後における米国の中東政策とイラン

第二次世界大戦を契機に中東の重要性を認識するようになった²米国は、大戦後、中東政策を実施するにあたり、主として 中東石油の安定的な供給、ソ連・共産主義の拡大阻止、イスラエルの安全確保の3点に重点を置いていた³。この点イランは、石油供給及びソ連の影響力阻止という二つの目的に合致する地政学上の要素を有し、米国の中東政策上極めて重要な国家であったと言える。

1951年、民族主義の支持を受けたイラン・モサデグ政権による石油国有化運動に際し、米国・アイゼンハワー政権は、共産主義に寛容なモサデグ政権に対する危惧から、石油利権を見返りに英国と協力する形でイランに介入することを決め、1953年8月、米英からの事実上の後押しを受けた内部勢力が起こしたクーデターにより、モサデグ政権は崩壊した。

これによりイランは、従来の英国による石油支配体制に米国の参入を招くと同時に、米国からの財政援助を受けたパーレビー国王による独裁体制が強化されることとなった。

かくして米国は、石油国有化問題を契機として、イランにおける民族主義・共産主義の拡大阻止と石油利権の獲得を果たしたと言える。他方、イランに対する石油支配と政権への介入は、同国の民族主義者やイスラム教勢力の反米感情を助長させ、強権的なパーレビー国王に対する反感と相まってイスラム革命の源流を形成させた⁴。また、この反米感情は、革命後から現在に至るまでの反米イデオロギーのバックボーンともなっている⁵。

(2) 「湾岸の憲兵」としてのイラン

イランは米国との密接な関係を保つパーレビー国王の指示の下、1957年に米国と原子力協定を結ぶなど米国の支援を受けながら核開発を進めた。加えて、1964年にIAEAに加盟し、1970年にはNPTを批准するなどした上で⁶、イランの核開発はその後1970年代を通じてさらに本格化していった。

また、1967年、英国がスエズ以東から軍を撤退させる方針を発表したことで、石油輸出の重要拠点であるペルシャ湾に安全保障上の懸念が生じた。これを受け、米国・ニクソン政権はイランへの軍事面等における援助を強化し、イランはいわゆる「湾岸の憲兵」としての役割を担うようになる。

1953年以降、米国は原子力の利用について軍事目的から平和目的へと政策を転換していた⁷。当時のイランはいち早くIAEA及びNPT体制下に入ることにより、表面上は核兵器開発を断念⁸する形を示しながら米国の支援による核開発を進め、同時に軍事的な存在感を強めてきたと言える。ただ、パーレビー国王が核兵器保有の意図について公言していた事実などから、イランの原子力の利用はやはり軍事目的であったとも指摘されている⁹。

(3) イスラム革命及びイラン・イラク戦争が及ぼした影響

1979年1月、パーレビー国王による強権的な近代化政策に対し、イスラム教関係者等による革命（イスラム革命）が勃発した。同革命を受け、アメリカ大使館人質事件が発生するなど、イランは親米国家から一転して反米イスラム国家へと変貌した。

革命後、イスラム教指導者ホメイニ師の意向により、1974年からイラン南部のブシェールにおいて着工されていた2基の原発施設の建設工事は中断されてしまう¹⁰。加えて、これら2基の原発施設は、1980年に勃発したイラン・イラク戦争の間にイラクの爆撃によって破壊され、イランの核開発計画は一旦頓挫した。

イスラム革命勃発による「湾岸の憲兵」の喪失と、イラン・イラク戦争の勃発は、米国自身が湾岸地域に進出する契機ともなった。依然として代理勢力の育成に重点を置いていた¹¹米国は、革命後はイラクがイランに代わる代理勢力となり得ると考え、イラン・イラク戦争中の1984年以降、イラクとの間で軍事的・経済的な事実上の同盟関係を深めていった¹²。結果としてイラクは急速に軍事大国化したものの戦争は長期化し、米国はクウェートのタンカーを護衛する目的で自国艦隊をペルシャ湾に派遣し、1988年にはイランへの攻撃を実施¹³するなどした。こうした米国の軍事的関与は同国の中東におけるプレゼンスを

増大させ、イランの停戦決議の受入をも促すものとなった¹⁴。

イランの核開発が戦争中に頓挫したことは上述した通りであるが、同時にイランがこの時期に経験した脅威、すなわち、イラクからの攻撃、イスラエルによるイラク原子力施設への空爆、米軍の中東への軍事的関与等はイランに新たな抑止力（核開発）への関心を抱かせる原因の一つとなったことが指摘されている¹⁵。イランは1985年、遠心分離器によるウラン濃縮計画に着手したほか、1987年にはパキスタンと原子力協定を締結するなど¹⁶、頓挫していた核開発を再び活発化させ、1990年以降、米国の圧力を受けながらも核開発面で中国・ロシアとの関係を深化させていく。また、イランは1990年代を通じ、湾岸戦争でフセインが生き延びたことに対する脅威からも、原子力の平和利用と同時にイラクに対抗するための核兵器に関心を持ち続けていたとも言われている¹⁷。

（４）湾岸戦争後における米国の中東への積極的関与

イラン・イラク戦争終結後も、米国はイラクを湾岸における代理勢力とみなして支援を継続していた。しかし、1990年8月のイラクによるクウェート侵攻を受け、米国は対イラク攻撃（湾岸戦争）を開始する。このことは、代理勢力による湾岸維持という政策が破綻したことで米国が代理勢力への依存から脱却し、自らの軍事力と国際的リーダーシップに基づく秩序構築¹⁸を目指したものと考えられる。そしてこの湾岸戦争における勝利は、米国の中東におけるさらなる影響力の行使を可能とさせる契機となった。

米国・ブッシュ（父）政権は、湾岸戦争の勝利後も国際的な連携による圧力を維持しつつイラク・フセイン政権の崩壊を期待したが、その後フセインは温存していた軍事力によりその権力を回復した。これに対しブッシュ政権は、イラクに政治的・経済的・軍事的圧力を加える「イラク封じ込め」政策を進めた。次いで1993年に発足したクリントン政権も、イランが従来から「テロ支援国家」として敵対¹⁹していることを理由に、イラク・イランを同時に封じ込める「二重封じ込め」政策を発表するなど、米国は湾岸地域の安定を維持する上で主導的な役割を担おうとする姿勢を示した。

しかし、イスラム教指導者ホメイニ師の死去に伴いイランの外交姿勢が軟化し、特にハタミ政権が米国に協調的な姿勢を示したことから、「テロ支援国家」という「二重封じ込め」政策を正当化する理由が弱まった。そこで米国は、新たに「イランの大量破壊兵器（核兵器等）獲得の意図」を強調し「二重封じ込め」政策を正当化しようとしたが、核兵器開発を裏付ける明確な証拠を提示できなかった上、米国の外交政策上の大きな二つの矛盾を露呈させた。すなわち、米国は北朝鮮に対しては、KEDO（朝鮮半島エネルギー開発機構）を通じて軽水炉建設に協力しておきながら、ロシアによるイランの軽水炉建設には反対しているという矛盾、そして、イランの核開発を全面的に規制しようとしながら、NPTへの加盟と国際的な査察受け入れを拒否するイスラエルの核兵器開発に関しては全く不問に付してきたという矛盾である（いわゆる「二重基準」）。

この米国による「二重基準」が、イランへの経済制裁に対する同盟諸国の同調を拒む理由となって米国の孤立をもたらし、逆にハタミ政権下のイラン外交の進展を促す結果となったことで、同盟国を巻き込んだ米国による「イラン封じ込め」は破綻した²⁰。

さらに、「イラク封じ込め」も、国際的な連携の弛緩や経済制裁の有名無実化などの理由から行き詰まりを示し、並行して進められていた中東和平交渉もイスラエルに対する第二次インテリファードを惹起する結果に終わったことなどから、湾岸戦争後の米国による積極的な中東政策はいずれも失敗であったと評価されている²¹。ただ、この時期、米国が中東においてかつてない影響力と行動の自由を手にしてきたとの見方もある²²。

(5) 9・11同時多発テロ発生が及ぼした影響

2001年に発足した米国・ブッシュ政権の当初の中東政策は、「無関与政策」と呼ばれたほど中東と距離を置いていた²³が、9・11の同時多発テロは米国の姿勢を決定的に変化させた。ブッシュ政権は「テロとの戦い」という方針の下で積極姿勢へと転じ、ウサマ・ビンラディンを匿っていたとされるアフガニスタンに攻撃を加えてタリバン政権を崩壊させた。その際、タリバンと敵対関係にあったイランが、米国のアフガン攻撃に事実上協力したことで、米・イラン関係改善の兆候が見られた。しかし、イランによるパレスチナ武装勢力への武器供給が発覚したことなどから、ブッシュ大統領は2002年の年頭教書においてイランを「悪の枢軸」に加え、両国の関係は再び悪化した。

2003年3月、イラクの大量破壊兵器の保有を理由にイラク戦争が開始された。その背景には米国の石油利権への希求のほか、9・11後のネオ・コンの台頭による影響が指摘されている。戦争終結後、米国は「拡大中東民主化構想」を打ち出すなど政治面でも中東に関与する姿勢を示すようになる²⁴が、こうした米国の影響力拡大は中東における強い反米気運を惹起し、中東における「アメリカの時代」の終焉を招いたとの指摘もある²⁵。

一方イランは、イラク・フセイン政権の崩壊以降、イスラエルとの対立関係を強めるヒズボラ、ハマスといった武装勢力との関係が指摘され、また、核開発やミサイル開発などにより中東地域の不安定要因となる一方で、むしろその存在感を強めつつある²⁶。

3. 核開発問題の表面化後の経緯

(1) イランの核開発問題の表面化と英仏独3か国(EU3)との二つの合意

2002年8月、イランの反体制組織「モジャーヘディーネ・ハルグ」(MKO)の政治部門である「イラン国民抵抗評議会」(NCRI)により、イランが秘密裡に核関連施設を建設していた事実が暴露され、同国の核開発が現実的な問題として表面化した。これを受けて米国は、「イランは核兵器開発を意図している」としてイランを非難した。

その後、IAEAによる調査が実施され、IAEAの保障措置協定上の義務違反及び18年間に及ぶ秘密裡のウラン濃縮実験の事実等が明らかとなった。これを受け、IAEAは2003年9月の定例理事会において、査察などの保障措置を強化するIAEA追加議定書の即時署名等を求める非難決議を採択した。

一方、EU3はイランとの独自交渉を進め、同年10月、イランはEU3との間で追加議定書への署名と「すべてのウラン濃縮・再処理活動の停止」等を内容とする「テヘラン合意」を結んだ。イランは同合意に基づき、12月、追加議定書に署名するとともにウラン濃縮活動を停止した。

「テヘラン合意」の背景には、米国が国連安保理による制裁措置に言及するなどの強硬姿勢を示したことに對するEU3側の思惑があった。すなわち、強硬的措置によるイランの姿勢硬化の回避、イラク攻撃のような事態の回避、EU3のイニシアティブ確保の3点である²⁷。また、イラン側にとっては、強硬姿勢をとる米国と距離を置く形でEU側が協議に応じたことで、「核疑惑は米国の陰謀」とする保守強硬派の面子を保ちつつ国際的な孤立を瀬戸際で避けることができた²⁸点でメリットがあったと言える。

しかし、その後イランは「テヘラン合意」を都合の良いように解釈し、「ウラン濃縮の停止」には六フッ化ウラン生産は含まれないとして、2004年5月から6月にかけてウラン転換施設で六フッ化ウランを生産するなどしたため、IAEAは7月及び9月に相次いで對イラン非難決議を採択し、国連安保理への付託も示唆した。これに對しイランは、安保理に付託された場合の追加議定書の破棄及びNPTからの脱退について示唆するなど、再び緊張が高まった。

米国はあくまでも安保理への付託を主張したが、イランは、2004年11月、EU3と再び交渉を行い、ウラン濃縮・再処理活動の自発的な一時停止等を内容とする「パリ合意」を結んだ。この合意により、イランはウラン転換作業も停止することになったが、その停止は「テヘラン合意」と同様「義務」ではなく「自発的」なものとされたため、再開に関してはイランに独自解釈の余地を残すものであった²⁹。

なお、「パリ合意」の背景には、11月25日のIAEA理事会を控え、安保理付託に向けた国際世論を再度回避するというイラン側の思惑があった³⁰こと、また、EU3側にもIAEAの權威を維持するとともにNPT体制にイランを繋ぎ止めておこうとする狙いがあったことが指摘されている³¹。

以上の経緯の特徴として、米国が一貫して強硬的な姿勢を示す中、イランはIAEAとの保障措置協定履行に係る交渉を行い、これと並行する形でEU3とも独自の交渉を続けて来た点が挙げられる³²。イランは状況が緊迫するとEU3との合意によってこれを回避するということを繰り返し、国際的に孤立する瀬戸際を見極めながら核関連活動を着実に進展させてきた。このことは對外的には信賴を損ねるものであったが、国内的には国威発揚や政権の基盤固めの好機として利用されたと見られている³³。

(2) アフマディネジャド政権誕生による保守強硬路線への転換

2005年3月、これまでイランへの対応面で差異のあった米国・EU3間において互いに譲歩する姿勢が見られた。米国は、「イランのWTO加盟申請への反対の取り下げ」に言及してEU3による對イラン交渉を支持し、EU3側も「国連安保理への付託」の点で米国に協力する形で交渉の枠組みを修正した。

他方イランにおいては、同年6月の大統領選挙において、イスラム革命の原理を重視する保守強硬派のアフマディネジャド前テヘラン市長が当選し、對外融和や市民の自由拡大を唱えた穏健派のハタミ前大統領による改革路線からの転換が示された。

その後EU3は、イランからの要求を受けて核開発問題に関する新たな提案を示した。同提案は、イランに民生用軽水炉建設（原子力の平和利用）の協力や核燃料の供給等を与

える一方、核燃料サイクル、ウラン濃縮活動等を断念させることを内容とするものであり、米国もこれに賛意を示した。しかし、イランは「提案はNPT下の権利を奪うもの」であるとしてこれを拒否するとともに、EU3による米国への譲歩を「パリ合意」の破棄とみなし、同合意に基づき停止していた活動のうちウラン転換作業を再開させた。

アフマディネジャド大統領は、9月17日の国連総会の演説の中で、「イスラムの教えに従えば、核兵器開発は禁じられる」と述べる一方、イランの核燃料サイクルを認めないことは「核アパルトヘイト」であると非難するとともに、外国の政府及び企業との合弁による原子力の平和利用事業を新たに提案するなど対決的な姿勢を示した。こうしたイランの対応を受けて、9月24日、IAEAは安保理への付託の可能性を示唆する決議を採択した。

このようにイランは、穏健派のハタミ大統領に替わり保守強硬派のアフマディネジャド大統領が就任して以降、同国の核開発に向けた強硬姿勢が顕著になったと言えるが、その背景には1980年代から連綿と続く同国の核に対する強い関心があった点が指摘される。加えて、アフマディネジャド政権下における核開発の姿勢についても、盤石とは言えない政権基盤の強化の意図が指摘されている³⁴。これら内政上の要素を含むイランの強硬路線への転換が、米国・EU3間の相互の譲歩と相まって、イランの核問題の協議の場をIAEAから安保理へとシフトさせる要因となった³⁵と考えられる。

(3) 国連安保理による対イラン制裁決議の採択へ

2005年末、ロシアから、イランのウラン転換作業の容認とウラン濃縮行程のロシアへの委託を内容とする新たな案が提案され、米国もこれを支持していた。しかし、イランは自国の核燃料サイクル構築にあくまで固執してこれを拒否し、2006年1月10日、核研究施設の封印を解除してウラン濃縮活動の再開を表明した。

同年2月、IAEA緊急理事会において問題を国連安保理に付託する決議が採択され、協議の場はついに安保理に移された。3月、安保理によりウラン濃縮の停止を求める議長声明が採択されたが、これに対しアフマディネジャド大統領は、イランがウラン濃縮に成功し核技術保有国の一員となったことを発表するなど、引き続き対決姿勢を見せた。このことは、IAEAが4月下旬、イランが低濃縮ウランを製造した可能性が高いこと等を国連安保理に報告したことにより裏付けられた。5月、英仏の2か国は国連憲章第7章に基づく制裁決議案を提出したが、中国とロシアの反対により採択には至らなかった。

5月下旬には、米国・ライス國務長官が、「イランがウラン濃縮及び再処理の活動を検証可能な形で完全に停止することを条件に、米国は核問題交渉に参加する用意がある」との方針を発表し、外交交渉による解決を目指す姿勢を見せ、6月に入ると、制裁に批判的な中口と米国との間をEU3が仲介する形で、イランがウラン濃縮を断念した際の見返り及び拒否した際の制裁措置に関する案が取り纏められ、6か国による「包括見返り案」が提示された。

6月21日、アフマディネジャド大統領は、「包括見返り案」には疑問点が数多くあって仔細に検討を要するため、8月22日を期限として回答すると述べた。イランのこのような対応に対し、早期回答を求めていた国連安保理5か国+ドイツ(P5+1)は、7月、外

相会議を開いて「深い失望」を表明し、再度安保理で審議することを合意した。ただ、イランが「包括見返り案」を直ちに拒否しなかったことは、これまで一貫して対決的な姿勢を見せていたアフマディネジャド大統領のスタンスの変化を示すものとの指摘もある³⁶。

7月31日、安保理において国連憲章第7章40条に基づく決議1696号が採択された。その内容は、イランに対して8月31日を期限にウラン濃縮の停止を求め、これに従わない場合、新たな決議を採択し経済制裁を発動することを警告するものであった。なお、「包括見返り案」に対するイランからの回答を待たずして決議が採択された理由として、同案に対する米国のスタンスがイランとの根本的な対立解消ではなく、制裁決議採択のためのステップに過ぎなかったためとの指摘がある³⁷。

8月22日、イランは「包括見返り案」に対する回答を提出し、ウラン濃縮停止に言及するなど交渉に前向きな姿勢を示す一方で、安保理決議による制裁の可能性を排除すること、安保理での審議を取り止めて協議の場をI A E Aに戻すこと、

イランの安全の保障を交渉再開の前提条件とすることなどを要求し、ウラン濃縮活動は引き続き継続した。これに対し、米国は「時間稼ぎを狙ったもの」と指摘するなど両国の溝は埋まらず、9月下旬の国連総会一般討論において両国は互いを非難し合った。EU側は、イランとの協議を継続して猶予を与える姿勢を示したが、一方でP5+1により、イランがウラン濃縮停止に応じない場合の制裁に関する協議が開始された。

10月下旬、イラン制裁決議採択に向けたEU3の草案が提出されたが、北朝鮮の核実験実施に対する制裁決議と同様に厳しい制裁内容であったことから中口が難色を示し、米英仏独4か国と中口との間の溝が再び浮き彫りとなった。

その後、2か月近くに渉る協議の中で5回に及ぶ修正が加えられ、12月23日、安保理決議1737号が全会一致で採択された。その内容は、非軍事的な制裁を規定した国連憲章第7章41条に基づき、イランに対して濃縮関連活動等の停止を義務づけると同時に、核・弾

「包括見返り案」の主な内容

見返り(イランが濃縮活動停止を受け入れた場合)

- ・ 合併事業による軽水炉建設
- ・ イランのWTOの加盟支援
- ・ 米欧製航空機・航空部品の輸出解禁
- ・ ウラン濃縮の前段階となる六フッ化ウランを製造する「転換作業」の容認

制裁(イランが濃縮活動停止を拒否した場合)

- ・ イラン指導部の海外渡航禁止
- ・ 資産の凍結などの経済制裁

(出所) 新聞報道等より作成

安保理決議1737号の主な内容

国連憲章第7章41条に基づく、加盟国による制裁措置を実施

イランの義務

- ・ 濃縮関連活動、重水関連計画の停止
- ・ I A E Aへの協力

すべての加盟国の義務

- ・ イランの核・弾道ミサイル関連の物資・技術の移転防止
- ・ イランの核に関係する個人の渡航警戒
- ・ イランの核に関係する個人・団体の資産凍結
- ・ 決議実施のためにとった措置を制裁委員会に60日以内に報告

原案に対する5回に及ぶ修正の内容

ブシェール原発関連の記述は削除

個人の海外渡航「禁止」から「警戒」へ格下げ
海外資産の凍結の対象外事例の増加、「即時凍結」の文言削除、凍結の判断は関係国が実施制裁委員会への報告「30日以内」から

「60日以内」へ

(出所) 新聞報道等より作成

道ミサイル関連物資の輸出入禁止や海外資産凍結などの経済制裁を柱としている。

しかし、同決議は全会一致という体裁こそ保たれたものの、ロシアが出資するプシェール原発が制裁対象から外され、資産凍結も各国の判断に委ねられるなど、制裁効果には疑問が残るものとなった。事実、アフマディネジャド大統領は、翌 24 日の演説の中で「決議は紙くずだ」とした上で、「西側諸国はイランの核技術と共存することを学ぶべき」と述べ、また、イランのラリジャニ最高安全保障委員会事務局長も、濃縮活動の続行を表明するなど強気の姿勢を崩そうとはしなかった。2007 年に入ってもイランは同様の姿勢を見せていることから、引き続きウラン濃縮等の核開発を継続させる可能性が高いと見られる。

4. イランの核開発問題のゆくえ ~むすびに代えて~

安保理によるイラン制裁決議が採択されたことで、核開発問題の解決に向けて一定の前進が見られた。しかし、イランと経済面及び資源面等で利害関係を有する中口は依然として米国の強硬姿勢を牽制しており、その溝は容易には埋まりそうにない。制裁が効果を挙げられない場合、イランは引き続き核開発を軸にその存在感を維持し続けることができる。

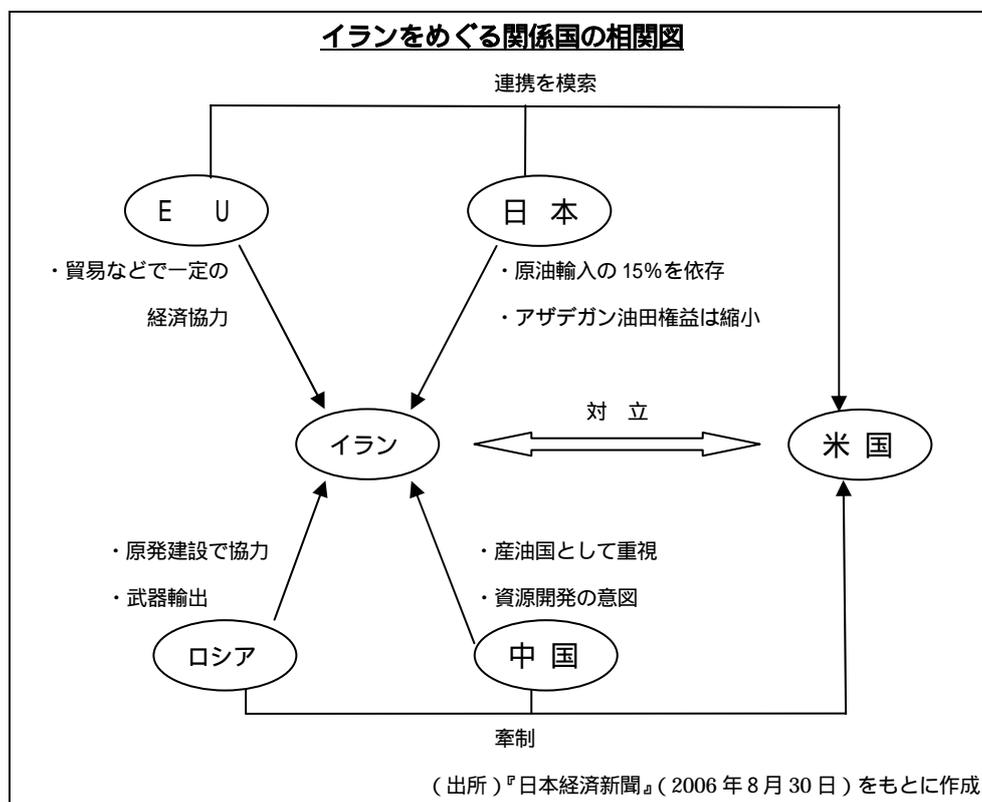
既に述べたとおり、イランは現在も N P T 体制下における「原子力の平和利用の権利」を主張している。米国や西側諸国が恐れるのは、イランが北朝鮮のしたように N P T の下でウラン濃縮等の技術を取得した後、N P T を脱退して核兵器製造へ向かうことである³⁸。2005 年 5 月に開催された N P T 再検討会議において、イランの核開発問題や N P T 脱退条件の厳格化等が議論されたが、N P T の枠外で核の保有・開発を黙認されているイスラエル等の存在に対する批判があったことなどから、目立った成果を上げることはできなかった。その背景には米国の核管理政策における「二重基準」が存在しており、このことが N P T 体制を動揺させ、核兵器関連条約とそれを所掌する I A E A の権威・正当性をも損なわせる結果となった³⁹。加えて、イランがイラク、シリア、レバノンのイスラム教シーア派を通じて域内の影響力を拡大させていることに対する警戒感から、サウジアラビアなどの湾岸アラブ諸国による核技術取得に向けた動きも見られ⁴⁰、イランの核開発問題とともに中東における核拡散の懸念は一層強まりを示している。

昨年 12 月、イラクの情勢悪化を受け、米国の超党派の諮問機関である「イラク研究グループ」により、戦闘部隊の 2008 年初頭までの撤収やイラン・シリアとの対話等が提言された。しかし 2007 年 1 月、ブッシュ大統領により発表された「イラク新政策」には同提言は盛り込まれず、逆に米軍約 2 万人の増派やイラン・シリアと引き続き対抗するなどの方針が示された。同政策にはイラクの安定化のほか、親米アラブ諸国の同盟を再結成してイラン等の反対勢力を孤立化させることにより、中東全体を支配下に置こうとする狙いがあると指摘されており⁴¹、事実、サウジアラビアなどイスラム教シーア派を警戒するアラブ諸国は、同政策に対する支持を表明して「イラン抑止」で足並みを揃えた⁴²。

現在イラクでは、「イラク新政策」に基づきスンニ、シーア両派の民兵組織に対する大規模掃討作戦が展開されているが、親イランのマリキ首相はシーア派民兵組織に対する本格的な掃討に踏み切っていない。同政策で「イラン抑止」を掲げながら親イランのマリキ首相に協力を仰ごうとする米国の作戦上の矛盾点が露呈している⁴³。シーア派民兵組織の

幹部は、最近関係を強化しているイランとシリアの両国に潜伏しつつあり、このままイラクの内戦状態が続く場合、イラクの国家破綻と近隣諸国による介入も懸念されている⁴⁴。

これに加え、核開発をめぐる存在感を強めるイランに対し、米国やイスラエルによるイランの核施設への攻撃の可能性を指摘する報道も見られるなど、中東情勢は緊迫の度合いを益々強めていると言える。事実、米国によるペルシャ湾への空母増派や中東を担当する中央軍司令官に海軍出身のファロン氏が指名されたことなどは、地上戦が選択肢にないイラン攻撃を強く意識したものとの報道もなされた⁴⁵。このような状況に対し、イランの核施設に対する攻撃は効果的でない上、イランによる報復やテロを招くとともに原油価格の高騰などの国際経済上の混乱を引き起こす恐れがあることから、外交交渉こそが最善の選択であるとの指摘もなされている⁴⁶。今後、米国を軸としながらも、あくまで外交交渉に解決の可能性を求めるEU、経済制裁などの強硬措置による解決には反対する中口等の関係国がいかなる形でイランの核開発問題の解決に取り組むのか、また、それによりイラクを始めとした中東情勢がいかなる影響を受けるのか、その動向と行方が注目されている。



¹ 原子力発電を行うためには、ウラン鉱石の“採掘”、ウラン鉱石を精製して純度を高めたイエロー・ケーキを作るための“精錬”、ウラン濃縮の前段階となる六フッ化ウラン(ガス状)を作るための“転換”、ウラン濃度を高めるための“濃縮”、濃縮ウランを粉末にする“再転換”という工程を経る必要がある。

² 小野沢透「米・中東関係 - パクス・アメリカーナの屋気楼」五十嵐武士編『アメリカ外交と21世紀の世界 冷戦期の背景と地域的多样性を踏まえて』(昭和堂 2006年)130頁

³ 木村修三「国際テロリズム」と「大量破壊兵器の拡散」『姫路法学』第34・35合併号(姫路法学会 2002年3月)41頁

⁴ 宮田律『物語 イランの歴史 誇り高きペルシアの系譜』(中公新書 中央公論新社 2002年)153頁

⁵ 宮田、前掲『物語 イランの歴史 誇り高きペルシアの系譜』186頁

- ⁶ イランの核開発に係る経緯については、米国の「核脅威イニシアティブ」(NTI: Nuclear Threat Initiative) ホームページに詳細な記述がある。このほか、遠藤哲也「国連安保理に持ち込まれるイラン核疑惑」『世界週報』2006年3月28日号(時事通信社)11頁、島敏夫『中東世界を読む』(創世社新書 創世社 2006年)79-80頁等を参照。
- ⁷ 「米国初期の動力炉開発計画」『原子力図書館げんしろうホームページ』(独立行政法人科学技術振興機構 同ホームページ内コンテンツ「原子力百科事典ATOMICA」に所収される記事)
- ⁸ 島、前掲『中東世界を読む』78頁
- ⁹ 柿崎紀男『国際原子力戦争 危険な商品に群がる国々に』(学陽書房 1978年)43頁
- ¹⁰ 木村、前掲「「国際テロリズム」と「大量破壊兵器の拡散」」68頁及び宮田律『中東イスラーム民族史 競合するアラブ、イラン、トルコ』(中公新書 中央公論新社 2006年)271頁
- ¹¹ 小野沢、前掲「米・中東関係 - パクス・アメリカーナの屋気楼」143頁
- ¹² 酒井啓子『イラクとアメリカ』(岩波新書 岩波書店 2002年)59頁
- ¹³ 木村、前掲「「国際テロリズム」と「大量破壊兵器の拡散」」60頁
- ¹⁴ 酒井、前掲『イラクとアメリカ』59頁
- ¹⁵ 木村修三「中東における核拡散問題 イスラエルの核とイランの核をめぐる」『国際問題』No.554(日本国際問題研究所 2006年9月)34頁及び宮田、前掲『中東イスラーム民族史 競合するアラブ、イラン、トルコ』271頁
- ¹⁶ 遠藤、前掲「国連安保理に持ち込まれるイラン核疑惑」11頁
- ¹⁷ 宮田、前掲『中東イスラーム民族史』272頁
- ¹⁸ 小野沢、前掲「米・中東関係 - パクス・アメリカーナの屋気楼」146頁
- ¹⁹ 1984年、レーガン政権はレバノンにおける反米テロの背後にイランの支援があるとしてイランを「テロ支援国家」に指定した。木村、前掲「「国際テロリズム」と「大量破壊兵器の拡散」」60頁
- ²⁰ 木村、前掲「「国際テロリズム」と「大量破壊兵器の拡散」」72-73頁
- ²¹ 小野沢、前掲「米・中東関係 - パクス・アメリカーナの屋気楼」156-157頁
- ²² Richard N. Haass, "The New Middle East" *FOREIGN AFFAIRS*, vol.85, No.6, November/December 2006, p.4
なお、翻訳もある。リチャード・N・ハース「新しい中東 - アメリカの時代の終わり」とイランの台頭」『フォーリン・アフェアーズ日本語版』No.11(フォーリン・アフェアーズ・ジャパン 2006年)4頁
- ²³ 立山良司「二期目のブッシュ政権とその中東政策」福田安志編『アメリカ・ブッシュ政権と揺れる中東』(アジア経済研究所 2006年)12頁
- ²⁴ 福田安志「イラク戦争後の中東と本書」福田安志編『アメリカ・ブッシュ政権と揺れる中東』(アジア経済研究所 2006年)4頁及び立山、前掲「二期目のブッシュ政権とその中東政策」19-21頁
- ²⁵ Haass, *op.cit.* p.4 または前掲『フォーリン・アフェアーズ日本語版』5頁
- ²⁶ 中西久枝「米国の「イラン脅威」論と対イラン政策」『外交フォーラム』No.219(都市出版 2006年10月)26-27頁
- ²⁷ 木村修三「中東における核拡散問題」櫻川明巧ほか『核兵器と国際関係』(内外出版 2006年)28-29頁
- ²⁸ 『朝日新聞』(2003.10.22)
- ²⁹ 木村、前掲「中東における核拡散問題 イスラエルの核とイランの核をめぐる」38頁
- ³⁰ 『日本経済新聞』夕刊(2004.11.15)
- ³¹ 『朝日新聞』夕刊(2004.11.15)
- ³² 松永泰行「イランの核問題と保守派政権」『国際問題』No.553(日本国際問題研究所 2006年7,8月)42-43頁
- ³³ 佐藤秀信「イラン「核開発問題」とは何か」『世界』2005年12月号(岩波書店)230頁
- ³⁴ 佐藤、前掲「イラン「核開発問題」とは何か」229頁
- ³⁵ 松永、前掲「イランの核問題と保守派政権」42頁
- ³⁶ 松永泰行「ブッシュ政権の対イラン姿勢とイランの核問題、中東情勢」『中東研究』vol.2(中東調査会 2006/2007)44頁
- ³⁷ 松永、前掲「ブッシュ政権の対イラン姿勢とイランの核問題、中東情勢」45頁
- ³⁸ 黒沢満「絡み合う中東の核」『外交フォーラム』No.216(都市出版 2006年7月)48頁
- ³⁹ 佐藤、前掲「イラン「核開発問題」とは何か」222頁
- ⁴⁰ 『朝日新聞』(2007.1.5)
- ⁴¹ 『毎日新聞』(2007.1.27) サミ・ラマダニ氏及び宮家邦彦氏の論述を参照。
- ⁴² 『読売新聞』(2007.1.18)
- ⁴³ 『読売新聞』(2007.2.19)
- ⁴⁴ Haass, *op.cit.* p.7 または前掲『フォーリン・アフェアーズ日本語版』8頁
- ⁴⁵ 『毎日新聞』(2007.1.8)、『毎日新聞』(2007.1.30)、『朝日新聞』(2007.1.8)
- ⁴⁶ Haass, *op.cit.* pp.9-10 または前掲『フォーリン・アフェアーズ日本語版』11-13頁